

住民監査請求および監査結果の概要

福祉用具センターに係る管理料の返還請求等を求める住民監査請求について

請求日 令和4年1月12日

結果通知日 令和4年3月11日

請求人の主張

条例および指定管理に係る協定で、福祉用具センターにおいては「福祉用具に係る利用者の相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発」業務（以下「改造製作業務」）を行わなければならないとされているが、令和元年度以降、福祉用具センターの指定管理者である滋賀県社会福祉協議会（以下「県社協」）は、改造製作業務に従事できる技術職員を配置しておらず改造製作業務ができない状況にある。

改造製作業務を怠っているにもかかわらず、行うことを前提とした県による県社協への指定管理料の支出は違法支出である。

以上より、県が、県社協に対し、指定管理料の返還を請求することおよび改造製作業務に技術職員を戻す等の措置を求める。

監査結果

⇒ 本件請求は棄却する。（支出の日から本件請求までに1年を経過した支出については却下）

県社協は、請求人が配置の必要を主張している機械技術者については専任配置していないが、実態として福祉用具プランナーと作業療法士の2名による兼務体制をとるとともに、工作機械等を使用しない衣類等の改造相談に対しては、専門技術を有する技術者を手配するなどにより改造製作業務を実施している。

改造製作業務の実情に即して必要な体制を整えて実施したことは、業務遂行に当たっての指定管理者の裁量の範囲内であって、業務の内容および履行方法を定める「管理業務仕様書」で示した条件を満たしており、業務の目的を達していると認めた県の判断は、合理性を欠くものとは認められない。よって、請求人のいう、県社協が改造製作業務を怠っているとの主張は理由がない。

また、指定管理に係る協定において、指定管理料は経費等に増減があっても精算しないものとされており、本件は、業務が適切に実施されたと県が判断したうえで、協定どおりに支出したものであって、指定管理料の支出に請求人のいう違法性は認められない。